

教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

※ 年度途中の入園を申込む場合は、入園を希望する日が属する月の前々月の末日までにご提出ください。

金武町長 殿 令和 年 月 日

※鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。 申請保護者氏名

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定に係る申請（及び保育の利用の申込み）を行います。

申請区分	☐ 教育・保育給付認定（2・3号）の申請と保育の利用の申込みを併せて行う ☐ 教育・保育給付認定（1号）の申請のみ行う			
申請に係る 小学校就学前 子ども （申請児童）	氏 名		生 年 月 日	性 別
	（ふりがな）		令和 年 月 日	男・女
住 所	（現住所）			
	（1月1日時点の住所） ※現住所と異なる場合は記入してください。			
連 絡 先	父	携帯番号	母	携帯番号
		勤務先名称		勤務先名称
		勤務先電話番号		勤務先電話番号

① 保育を必要とする理由及び申請児童の保育の状況（※教育・保育給付認定（1号）の申請のみを行う場合、この項目は記入不要です。）

保育を必要とする理由	該当する項目にチェック（✓）を付けてください。			申請児童の保育状況	該当する項目にチェック（✓）を付けてください。		
	(1) 就労	☐ 父 ☐ 母	※出産（予定）日： 年 月 日		☐ 保育施設利用中	園名（ ）	
	(2) 妊娠・出産	☐ 母			☐ 一時預かり利用中	園名（ ）	
	(3) 疾病・障害等	☐ 父 ☐ 母			☐ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用中	園名（ ）	
	(4) 介護・看護等	☐ 父 ☐ 母			☐ 自宅で（ ）がみている	身内（ ）に預けている	
	(5) 災害復旧等	☐ 父 ☐ 母			☐ 職場でみている	その他（ ）	
	(6) 求職活動中	☐ 父 ☐ 母					
	(7) 就学中	☐ 父 ☐ 母					
	(8) その他（ ）						

② 利用を希望する施設・事業所等

利用を希望する施設・事業所名及び希望理由	第1希望	希望理由
	第2希望	希望理由
	第3希望	希望理由
	第4希望	希望理由
	第5希望	希望理由
	上記以外の施設・事業所で受入枠に空きがある場合、利用を ☐ 希望する ☐ 希望しない ※希望しない場合は、上記の施設・事業所のみで調整を行い、他の施設・事業所に空きがあっても調整は行いません。	
利用開始希望日	令和 年 月 日	
育休延長の可否	☐ 希望する施設・事業所に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる。 ※この項目を選択した場合、入園の優先順位を決定するための点数（調整指数）が減点となります。	
特別支援保育実施希望の有無及び希望理由	☐ 希望する 理由： ※特別支援保育とは、心身に障害のある児童など特別な支援が必要な児童を対象として、集団の中で心身の発達を促す保育のことです。	

③ きょうだいの申込・利用状況

きょうだいの 申込・利用状況	名前： 園名： ☐ 在園中 ☐ 待機中 ☐ 新規申込
	名前： 園名： ☐ 在園中 ☐ 待機中 ☐ 新規申込
	名前： 園名： ☐ 在園中 ☐ 待機中 ☐ 新規申込
確認事項	☐ きょうだいを別々の施設・事業所に入園させても構わない ☐ 一人しか入園できなくても構わない（入園できない児童については受入枠の空きを待つ） ⇒ ☐ 入園できない児童は、きょうだいと同じ施設・事業所の受入枠の空きを待つ ⇒ ☐ 入園できない児童は、きょうだいとは別の施設・事業所でよいので受入枠の空きを待つ

④児童の発育状況

発 育 状 況	1. 発育状況： ☐ 良好 ☐ その他（	）
	2. アレルギー： ☐ 無 ☐ 有 ☐ 離乳食開始前のため不明	
	※「有」の場合→ アレルゲンの種類（	）
	除去食の必要性： ☐ 無 ☐ 有（除去する食品等：	）
	アナフィラキシー既往歴： ☐ 無 ☐ 有	
	3. てんかん発作： ☐ 無 ☐ 有	
	4. 医薬品の携帯： ☐ 無 ☐ 有（ ☐ エピペン ☐ その他（	）
	5. 常用する薬： ☐ 無 ☐ 有（種類：	）
	6. 定期的通院： ☐ 無 ☐ 有（通院の理由：	）
	7. 障害児通所支援事業受給者証の有無： ☐ 無 ☐ 有	
8. 特別児童扶養手当受給者証の有無： ☐ 無 ☐ 有		
9. 発達に関する関係機関等への通所： ☐ 無 ☐ 有（ ☐ 児童発達支援事業所		
	☐ その他（	）

⑤世帯の状況（利用者負担（保育料）軽減の対象となる「要保護者等」の該当の有無）

要 保 護 者 等 の 該 当	☐ 生活保護世帯（ 年 月 日 保護開始） →被保護証明書の写しを添付してください。
	☐ ひとり親世帯（ 児童扶養手当： ☐ 有 ☐ 無 ☐ 認定請求中 ） →児童扶養手当証書の写し、母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証の写し、戸籍謄本のいずれかを添付してください。
	☐ 在宅障害児（者）がいる世帯
	氏名_____ 申請児童からみた続柄（ ） →障害者手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、障害基礎年金受給証の写しのいずれかを添付してください。

⑥家庭の状況（続柄、性別、居住状況の欄は、該当する項目に○を付けてください。）

[illegible]

同意書

1 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の利用目的

金武町長（以下「町長」という。）は、同意者の個人情報を、教育・保育給付認定事務、利用調整事務、利用者負担（保育料）の額の決定、副食費徴収免除の判定、保育料（町立金武こども園を利用する場合は給食費を含む。）の徴収のために利用します。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しません。

(2) 個人情報の取得方法

- ・同意者の世帯状況に関して、住民基本台帳の閲覧・複写
- ・同意者の課税状況に関して、住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写および情報提供ネットワークシステムによる地方税関係情報の照会
- ・同意者、同意者の親族、同意者の雇用主、金融機関、信託会社その他関係人に対する聴取・資料提供依頼
- ・同意者、同意者の親族の世帯状況・課税状況に関して、他の市町村に対する必要な書類の提供依頼

(3) 個人情報の第三者提供

町長は、法令に定めのある場合のほか、次の場合に限り、児童および同意者の個人情報を第三者に提供することができます。

- ・(1)に掲げた目的のため特に必要があると認められる場合における教育・保育施設または特定地域型保育事業所および当該施設・事業所が所在する市町村に対する情報提供
[提供する個人情報の内容]
 - ①氏名、生年月日、連絡先等、この申請書に記入された個人情報および添付資料の記載内容
 - ②利用者負担（保育料）に関すること
- ・児童相談所等の公的機関から法令等により個人情報の提供を求められた場合における当該機関に対する情報提供
- ・児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整を行うことが必要と認められる場合

2 申請内容等に虚偽がある場合の取扱いについて

町長は、申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合、子ども・子育て支援法第24条第1項に基づき認定を取り消し、同法第12条に基づき教育・保育給付の額に相当する金額の全部または一部を徴収することができます。

3 申請に対する処分の時期について

次年度4月からの利用に係る申請については、認定事務が特定の時期に集中し、審査に時間を要するため、子ども・子育て支援法第20条第6項本文の規定（申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない）にかかわらず、2月上旬までに審査結果を通知します。

上記のとおり取り扱うことに同意します。

氏 名 _____（ 父 ・ 母 ） 氏 名 _____（ ）

氏 名 _____（ 父 ・ 母 ） 氏 名 _____（ ）

氏 名 _____（ ） 氏 名 _____（ ）

※申請児童の保護者および申請児童と同居する全ての18歳以上の方の自筆の署名が必要です。

※（ ）内に申請児童との続柄を記入してください。

※押印は不要です。

記入上の注意

この申請書は、次の点に注意して、保護者の方が記入してください。同一世帯から2人以上の児童について同時に申請を行う場合は、児童1人につき1枚の申請書および同意書（前ページ）を提出してください。

- 1 「申請区分」の欄は、1日当たり11時間（保育標準時間）または8時間（保育短時間）の保育の利用を希望する場合は「☐教育・保育給付認定（2・3号）の申請と保育の利用の申込みを併せて行う」にチェック（☒）を付けてください。1号認定を受けて幼稚園または認定こども園の教育利用（1日当たり4時間程度）を希望する場合は、「☐教育・保育給付認定（1号）の申請のみ行う」にチェック（☒）を付けてください。
- 2 「保育を必要とする理由」の欄は、申請児童の父母について、利用開始希望日時点において以下の(1)～(7)のいずれに該当するかを判断し、該当する項目の「☐父・☐母」のいずれかにチェック（☒）を付けてください。以下の(1)～(7)以外で保育を必要とする理由がある場合は、「(8)その他」の（ ）内に記入してください。1号認定の申請のみを行う場合、この欄は記入不要です。

保育の必要性の認定事由

- (1) 就労……………月48時間以上就労している
- (2) 妊娠・出産……………妊娠中であるまたは出産後8週間を経過しない
- (3) 疾病・障害等……………疾病にかかり、もしくは負傷し、または心身の障害がある
- (4) 介護・看護等……………同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護・看護している
- (5) 災害復旧等……………震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている
- (6) 求職活動……………求職活動・起業準備を継続的に行っている（認定期間：最大3か月）
- (7) 就学・職業訓練……………学校・教育施設（自動車学校・塾・習い事の教室等は含まれません）に在学しているまたは職業訓練を受けている
- (8) その他……………児童虐待を行っているまたは再び行われるおそれがある場合、配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である場合など

- 3 「利用を希望する施設・事業所名」の欄は、利用を希望する順に施設・事業所名を記入し、その施設・事業所の利用を希望する理由（例：自宅から近い、きょうだい利用している、など）を記入してください。
- 4 「きょうだいの申込・利用状況」の欄は、申請児童の兄弟姉妹で、保育所・認定こども園等の施設・事業所を利用中または利用申込中の全ての児童について記入してください。
- 5 「世帯の状況」欄は、「☐生活保護世帯」「☐ひとり親世帯」「☐在宅障害児（者）がいる世帯」のいずれかに該当する場合、その項目にチェック（☒）を付け、必要事項を記入してください。いずれにも該当しない場合、この欄は記入不要です。

添付書類について

- 1 教育・保育給付認定（2・3号）を申請する場合は、「保育を必要とする理由」を証する書類（就労証明書等）を添付してください。
- 2 就労証明書は押印不要です。
- 3 就労証明書または就労証明書に係る電子データを就労先に無断で作成したり改変を行ったりしたときには、事業者の押印がなくても有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪に問われることがあります。
- 4 生活保護世帯、ひとり親世帯、在宅障害児（者）がいる世帯のいずれかに該当する場合は、その世帯状況について証する書類（被保護証明書の写し、児童扶養手当証書の写し、障害者手帳の写し等）を添付してください。

申請内容等の変更の手続について

申請書に記載した内容に変更があるときは、その都度手続を行う必要があります。

- ・ 保護者および申請児童の氏名・居住地・生年月日の変更
- ・ 保護者の連絡先の変更
- ・ 保育を必要とする理由に関する状況の変更（就労先・就労時間の変更、就職・退職・育児休業等）
- ・ 世帯状況の変更（生活保護の開始・廃止、結婚・離婚、障害者手帳の交付、特別児童扶養手当の支給開始等）
- ・ 利用を希望する施設・事業所または希望順位等の変更